

議案第80号

久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「総合政策部」に、「財政部」を「総務部」に、「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改め、建設部の項の前に次のように加える。

子ども未来部

第2条の表総務部の部及び財政部の部を次のように改める。

総合政策部

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 市長の指定する政策に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 市の予算及び財政全般に関すること。
- (6) 契約事務に関すること。
- (7) 情報化政策及び電子計算システムに関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 市有財産の活用に関すること。

総務部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 議会及び市の一般行政に関すること。
- (3) 文書及び例規に関すること。
- (4) 市有財産の管理に関すること。
- (5) 検査に関すること。
- (6) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。
- (7) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (10) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (11) その他、他の部に属さないこと。

第2条の表市民部の部中(8)の項を削り、(9)の項を(8)の項とし、同表健康・子ども未来部の部を次のように改める。

健康スポーツ部

- (1) 保健予防に関すること。

- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (5) 国民健康保険に関すること。

第2条の表建設部の部の前に次のように加える。

子ども未来部

- (1) 児童福祉及び保育に関すること。
- (2) 青少年健全育成に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)
- 2 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。
第21条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市新市基本計画推進協議会条例の一部改正)
- 3 久喜市新市基本計画推進協議会条例(平成22年久喜市条例第236号)の一部を次のように改正する。
第8条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市総合振興計画審議会条例の一部改正)
- 4 久喜市総合振興計画審議会条例(平成22年久喜市条例第237号)の一部を次のように改正する。
第9条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市行政評価委員会条例の一部改正)
- 5 久喜市行政評価委員会条例(平成25年久喜市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第9条中「総務部」を「総合政策部」に改める。
(久喜市立地域交流センター条例の一部改正)
- 6 久喜市立地域交流センター条例(平成22年久喜市条例第184号)の一部を次のように改正する。
第3条中「財政部アセットマネジメント推進課」を「総務部庶務課」に改める。
(久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例の一部改正)
- 7 久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例(令和元年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条中「財政部」を「総合政策部」に改める。

(久喜市休日夜間急患診療所条例の一部改正)

- 8 久喜市休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)の一部を次のように改正する。

第16条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。

(久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 9 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年久喜市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。

(久喜市地域医療推進協議会条例の一部改正)

- 10 久喜市地域医療推進協議会条例(平成22年久喜市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 11 久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。

(久喜市健康増進・食育推進会議条例の一部改正)

- 12 久喜市健康増進・食育推進会議条例(平成29年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」に改める。

(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)

- 13 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

- 14 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。

(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 15 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。

令和4年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和5年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、設置部の変更並びに分掌事務の変更について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。